倫理審査委員会申請フロー

■ 当院における倫理審査の要否について

⇒ フロー図①

- 申請から実施までのフロー
 - ◆臨床研究実施に関する申請
 - ■人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針適用の研究 ⇒ フロー図②~④
 - ■特定臨床研究

⇒ フロー図⑤

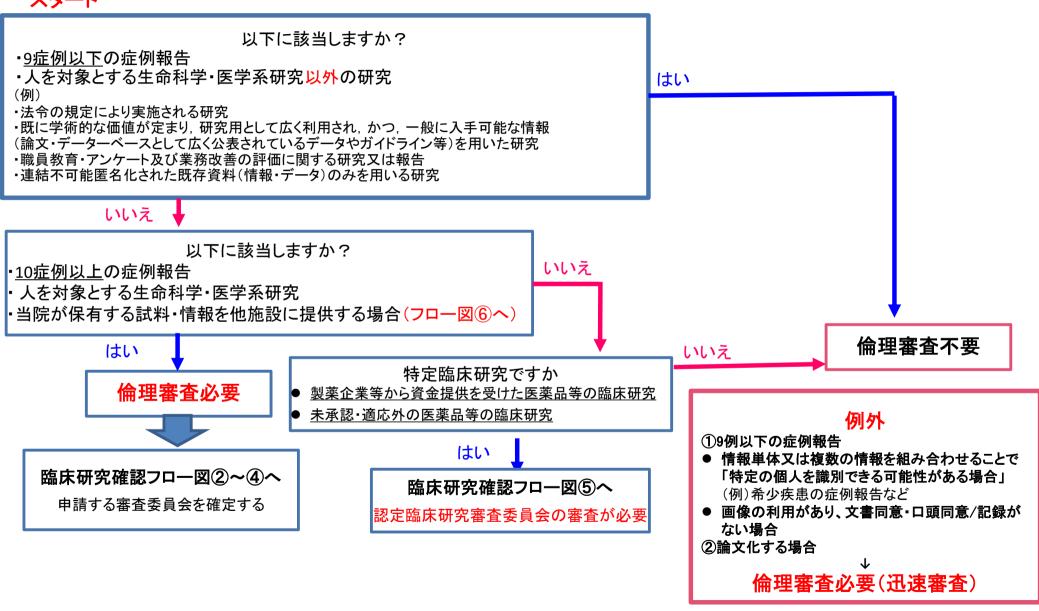
◆既存試料・情報の提供に関する申請

⇒ フロー図⑥

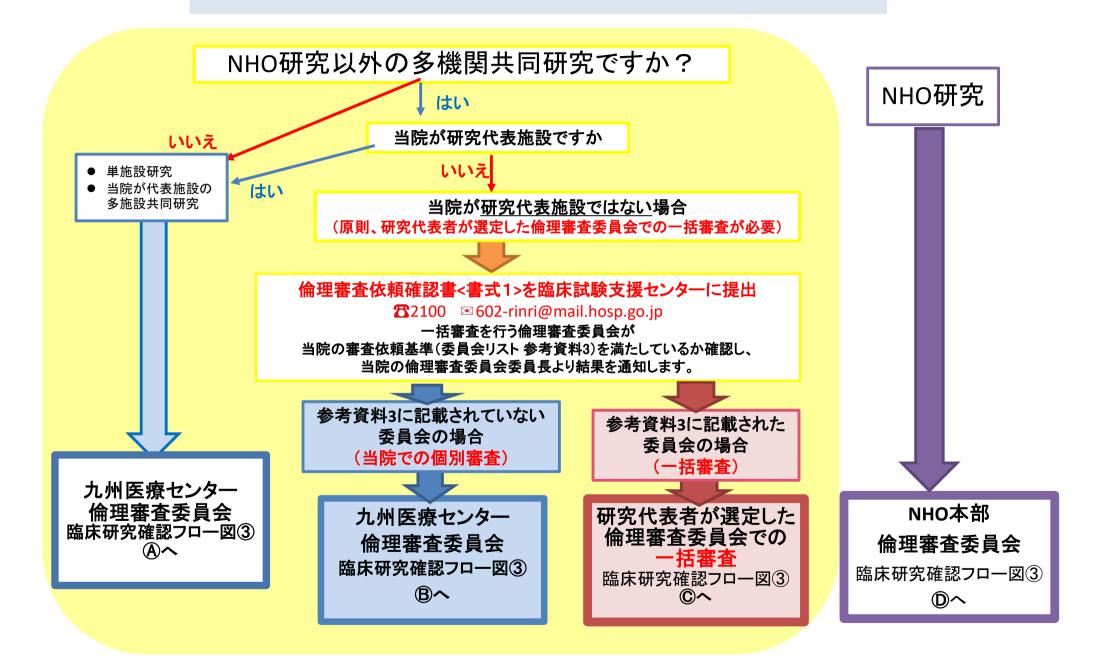
- ・研究目的で試料・情報を提供する場合
- •<u>研究目的ではなく</u>情報を提供する場合

フロ一図① 当院における倫理審査の要否について

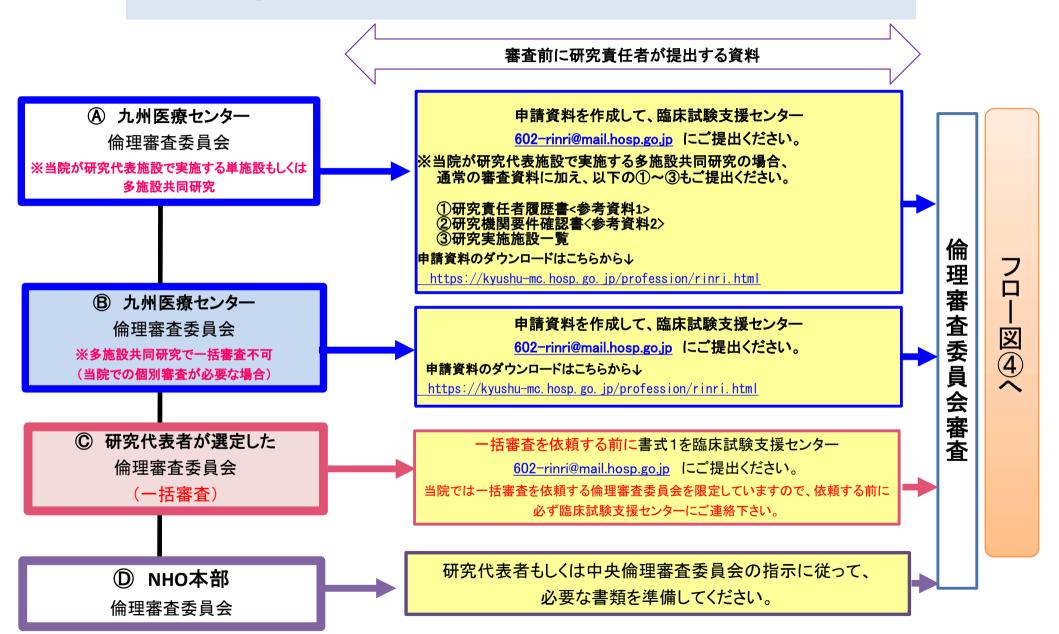
スタート



フロ一図② 申請する倫理審査委員会の区分

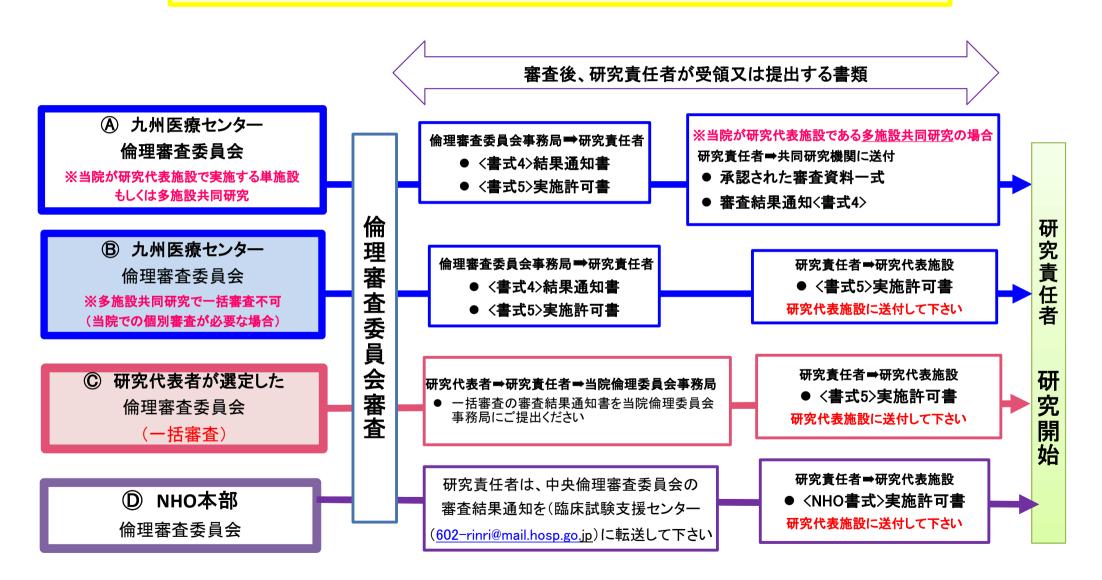


フロー図③ 倫理審査委員会申請~倫理審査委員会審査まで

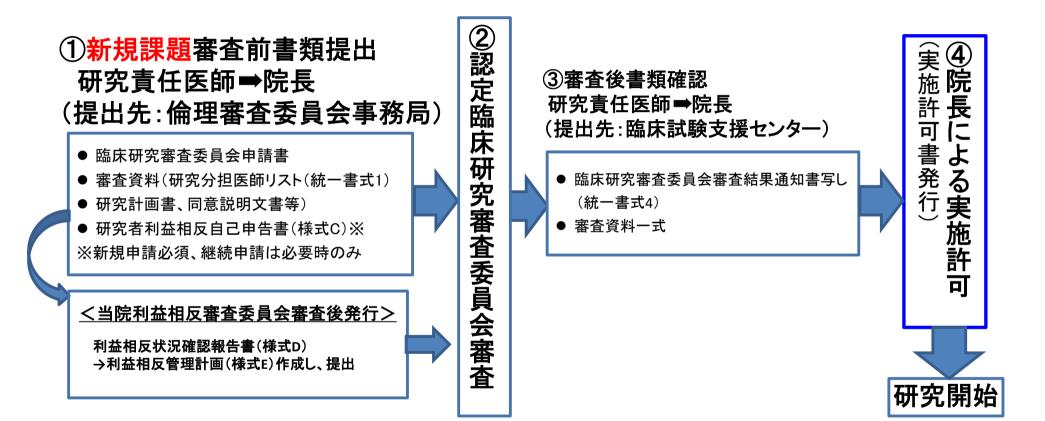


フロー図④ 倫理審査委員会審査~研究開始まで

研究責任者は病院長の実施許可書を受領後に研究開始して下さい



フロ一図⑤ 認定臨床研究審査委員会申請、実施許可手順



認定臨床研究審査委員会の審査結果(変更申請、疾病等報告、不適合報告、定期報告等)の通知を受領された場合は、上記②~④の手順にそって、手続を進めてください。

フロ一図⑥ 試料・情報を他施設に提供する場合

研究目的で試料・情報を提供する場合

- ①既存試料・情報*のみを研究実施機関に提供する場合
- 当院の役割→既存試料・情報の提供のみを行う機関
- * 既存試料・情報とは、通常診療で取得した(取得する)試料・情報である。
- ②研究目的で(通常診療で取得しない)試料・情報を取得し、 研究機関に提供する場合(研究用採血や研究用アンケートなど) 当院の役割→研究協力機関

当院が「既存試料・情報の 提供のみを行う機関」もしく は「研究協力機関」として、 当院が認定している他機関 の倫理審査委員会(一括審 査)で承認されていますか 当院の倫理審査委員会に「試料・ 情報の提供に関する申請」が必要 (迅速審査)

文書同意もしくは口頭同意と記録 での同意が困難である場合、オプ トアウト文書を公開する

当院が認定していない他機関の 倫理審査委員会での一括審査で 承認されている場合は、当院の倫 理審査委員会に「試料・情報の提 供に関する申請」が必要

(本審査)

文書同意もしくは口頭同意と記録で の同意が困難である場合、オプトア ウト文書を公開する

研究目的ではなく情報を提供する場合

- ①キャリアアップのため、画像等の診療情報を学会等に提出 (例)認定取得のため、所属学会への手術手技などの動画提出
- ②技術の向上等の目的で画像を用いた学習会等への提出
- ③企業等の依頼で情報を提出する場合

(例)教育教材として、手術手技などの動画を提供する

管理課へ 「施設外活動申 請」が必要 事務担当者:

事務担当者: 管理課庶務係長 (内線6109) 当院の倫理審査委員会に「試料・ 情報の提供に関する申請」が必要 (迅速審査)

- ①同意の経緯を記録に残す。
- ※「文書同意」もしくは「口頭説明/同意および記録」
- 【説明内容】
- I 提供する情報(特定の個人を識別できるものを除く)
- Ⅱ提供先(説明時点でわかる範囲)

はい

いいえ

- Ⅲ使用目的
- Ⅳ提供予定日(説明時点でわかる範囲)
- ②オプトアウト(倫理審査委員会HPで公開) ①が困難な場合
- I 提供する情報(特定の個人を識別できるものを除く)
- Ⅱ提供先・提供予定日
- Ⅲ使用目的

IV本人からの求めに応じて第三者提供を停止すること V本人からの「第三者提供停止」を受け付ける方法

VI苦情等の問い合わせ窓口